

行政改革プラン 2022 実行計画等の改訂

令和 6 年 7 月

「西郷村行政改革プラン 2022」実行計画の改訂について

村では「西郷村行政改革プラン 2022」は令和 3 年度に策定し、令和 4 年度から令和 8 年度までの 5 年を対象期間として、実行計画に基づき取り組みを進めています。

令和 5 年度に実施した「西郷村行政改革推進委員会」において、プランの取り組み状況について委員の皆さまから評価をいただく中で、効果を高める上で「実行計画の取り組みの一部見直し」の提言をいただきました。

これにより、別添「行政改革プラン 2022（R06 改訂）」のとおり、実行計画の見直しを行い、行政改革推進委員会の委員の皆さまに対して説明を行いました。

なお、令和 5 年度に「西郷村行政改革推進委員会設置条例」の改正、令和 6 年度に行政改革推進委員会の任期満了に伴う改選があったため、併せて次ページ以降に掲載しています。

企画政策課

西郷村行政改革推進委員会設置条例

昭和 60 年 4 月 9 日条例第 16 号

(設置)

第 1 条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な村政の実現を推進するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、西郷村行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、村長の諮問に応じて、西郷村の行政改革の推進に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が任命する。

(1) 識見を有する者

(2) その他村長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。

(会長)

第 5 条 委員会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(事務局)

第 7 条 委員会の事務局は、企画政策課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和 60 年 4 月 16 日から施行する。

附 則（平成 24 年 12 月 19 日条例第 23 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 20 日条例第 23 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 6 月 19 日条例第 16 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例の施行の際現に附属機関の委員である者は、施行日においてそれぞれの附属機関の委員として委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、施行日における従前の附属機関のそれぞれの任期の残任期間とする。

2 前項の委員が在任する間の当該附属機関の委員の定数及び構成は、なお従前の例による。

（西郷村行政改革推進委員会設置条例に係る経過措置）

第 4 条 附則第 2 条第 1 項後段及び西郷村行政改革推進委員会設置条例（昭和 60 年西郷村条例第 16 号）第 4 条第 2 項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に同条例第 1 条の規定による委員会の委員である者の任期は、令和 6 年 6 月 30 日までとする。

西郷村行政改革推進委員会委員名簿

自：令和6年7月30日

至：令和8年7月29日

役 職	委 員 氏 名（敬称略）
会長	藤原 遥
副会長	居川 孝男
委員	桑名 義雄
委員	佐藤 厚潮
委員	鈴木 裕子
委員	田崎 優香
委員	名和 淳子
委員	水谷 光彦
委員	森 明美

西郷村行政改革推進本部設置要綱

令和2年4月1日告示第55号

(設置)

第1条 行政改革の推進を図るため、西郷村行政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は村長をもって充て、副本部長は副村長をもって充てる。
- 3 本部員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 教育長
- (2) 西郷村課等設置条例（平成4年西郷村条例第1号）に定める課等の長、議会事務局長、農業委員会事務局長、会計室長、学校教育課長及び生涯学習課長

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(下部組織)

第6条 本部長は、必要に応じて本部の下部組織として推進チームを設置することができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、企画政策課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則（平成7年8月11日訓令第1号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年6月24日訓令第9号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成19年3月28日訓令第2号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月19日訓令第5号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月27日訓令第1号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日告示第55号）

この告示は、公布の日から施行する。

西郷村行政改革推進本部

No	役職名	職 名	氏 名
1	本 部 長	村長	高橋 廣志
2	副本部長	副村長	真船 貞
3	本 部 員	教育長	秋山 充司
4	〃	総務課長	田部井 吉行
5	〃	企画政策課長	関根 隆
6	〃	財政課長	渡部 祥一
7	〃	防災課長	木村 三義
8	〃	税務課長	須藤 隆士
9	〃	住民生活課長	池田 早苗
1 0	〃	福祉課長	相川 佐江子
1 1	〃	健康推進課長	高野 則子
1 2	〃	環境保全課長	今井 学
1 3	〃	産業振興課長	相川 哲也
1 4	〃	建設課長	添田 真二
1 5	〃	上下水道課長	相川 晃
1 6	〃	会計室長	仁平 隆太
1 7	〃	議会事務局長	和知 正道
1 8	〃	農業委員会事務局長	鈴木 弘嗣
1 9	〃	学校教育課長	緑川 浩
2 0	〃	生涯学習課長	黒須 賢博

西郷村行政改革推進チーム

No	役職名	職 名	氏 名
1	リーダー	総務課長	田部井 吉行
2	委 員	総務課 課長補佐兼庶務係長	真船 栄作
3	〃	財政課 課長補佐兼財政係長	芳賀 広和
4	〃	防災課 地域安全係長	小針 大介
5	〃	税務課 課長補佐	小濱 賢一
6	〃	住民生活課 課長補佐 兼 行政サービスセンター所長	金田 洋子
7	〃	福祉課 課長補佐 兼 屋内遊び場館長 兼 羽太児童クラブ館長	保坂 寿則
8	〃	健康推進課 課長補佐	田島 貴志
9	〃	環境保全課 主幹兼課長補佐兼環境衛生係長	金田 博和
10	〃	産業振興課 課長補佐	坂上 雅敏
11	〃	建設課 課長補佐兼事業係長	吉田 剛
12	〃	上下水道課 課長補佐兼下水道施設係長	松田 修弥
13	〃	会計室 専門主査兼会計係長	鈴木 知子
14	〃	議会事務局 庶務係長	金田 百合子
15	〃	農業委員会事務局 農地振興係長	白土 寛典
16	〃	学校教育課 課長補佐	高内 慎介
17	〃	生涯学習課 課長補佐	塩谷 慎介